

会 員 各 位

一般社団法人 栃木県トラック協会
会 長 吉 高 神 健 司
(公印省略)

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして格別のご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度国土交通省では、トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款等の改正が行われました。〈告示の施行：平成29年11月4日〉

つきましては、今般、標記の新約款を、全会員一事業者あたり1枚を広報誌「トラッピーとちぎ」10月号に同封して送付いたしております。

なお、現在、協会にて210円/枚にて取り扱いもしております。

また、標記の標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴い、平成29年11月4日以降、会員の皆様に行っていただくことを下記に明記しますので、運輸支局にて手続きを行っていただきますようお願いいたします。

敬具

記

◇新標準約款を使用する場合

- ①改正告示後の新標準約款を営業所に掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

◇新標準約款を使用しない場合（旧標準約款を引き続き使用する場合）

- ①旧標準約款を使用することについて認可申請を行う※この場合11月4日までに申請を行う
- ②認可後、旧標準約款を営業所に掲示する

◇新標準約款を使用しない場合（新たに独自に定めた約款を使用する場合）

- ①独自に定めた運送約款を使用することについて認可申請を行う
- ②運賃及び料金の変更届出を行う
- ③認可された運送約款を営業所に掲示する

◇その他（従前から独自の約款を使用している場合）

- 独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
- 独自の約款の変更を行う場合には①認可申請②運賃及び料金の届出③約款の掲示が必要

※新標準約款：平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款

※旧標準約款：平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定（変更）届出様式例等、詳細は全ト協HPをご参照ください。http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan_kaisei.html

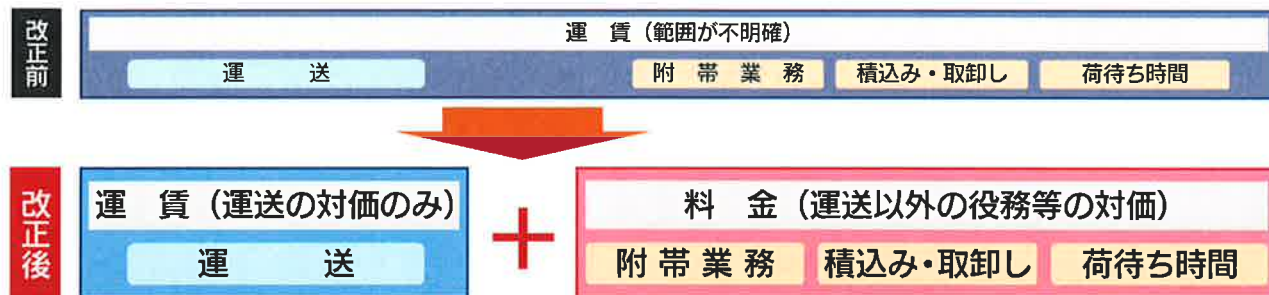
認可申請及び変更届出窓口（栃木運輸支局）輸送部門 TEL：028-658-7011

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 付帯業務の内容をより明確化します

付帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する付帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

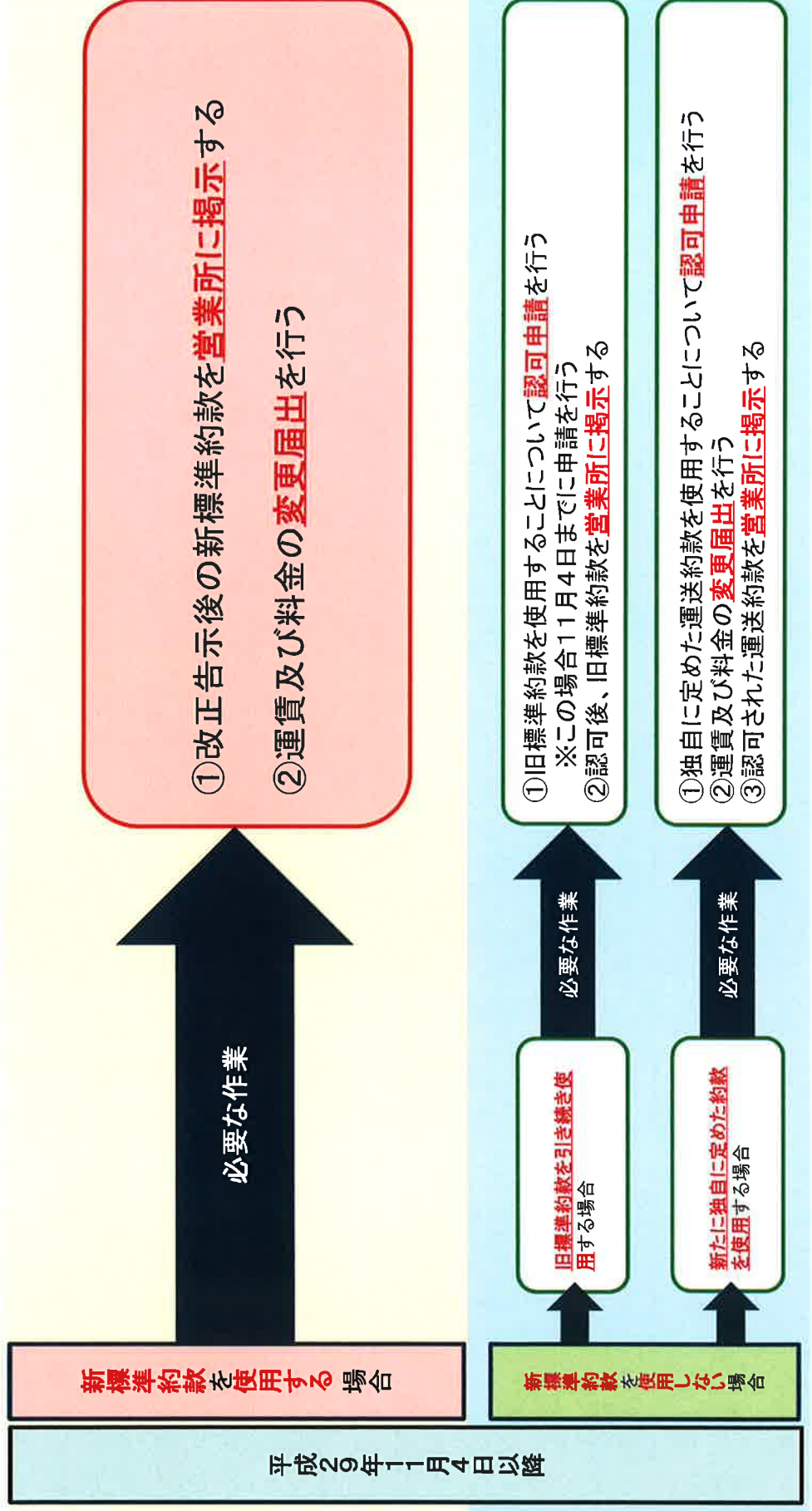
国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

国土交通省
標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行ってください

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
○独自の約款を引き続き使用する場合には手続は不要
○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う 運賃料金設定(変更)届出様式例

<運賃料金設定(変更)届出様式例について>

平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款等の改正に伴い、貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が運輸支局に届出していただく「運賃料金設定(変更)届出書」の様式例を定めましたのでご活用ください。

<留意点>

○本様式例は平成2年公示の運賃・料金又は平成11年公示の運賃・料金を現在使用している事業者の方向けに作成しているため、当該公示運賃・料金を現在使用していない事業者の方については、各自で作成してください。

○本様式はあくまで一例であるため、運賃・料金の設定及び適用方法については事業形態に合った形で設定してください。

平成29年度 国土交通省

＜運賃料金変更届出書の様式例＞
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙①＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分までごとに	○円	○円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トンを超え2トンを増す車種までご とに		
30分まで ごとに	1,950円	2,150円	2,240円	180円		

＜運賃料金適用方設定届出の様式例＞
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙②＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4 トンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【実費負担について】

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

【消費税について】

(新)

22.(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(旧)

22.(1)運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

<待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例>
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

年 月 日

運輸局長 殿
運輸支局長 殿

住 所
事 業 者 名
代 表 者 名 ⑧
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称
住 所
代 表 者 名

2. 事業の種類別

一般貨物自動車運送事業
 特定貨物自動車運送事業
 軽貨物自動車運送事業
(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国
 その他()
(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料
(削除)車両留置料
(変更)実費負担

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を収受するため。

＜運賃料金変更届出書の様式例＞
 (平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙①＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分 までごとに	○円	○円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

時間	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	1,230円	1,120円	1,360円	1,240円	1,460円	1,330円	1,560円	1,420円	1,710円	1,560円	1,880円	1,710円
時間	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を 超え2トン を増す車種 ごとに			
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	2,140円	1,950円	2,360円	2,150円	2,460円	2,240円	2,660円	2,420円	200円	180円		

＜運賃料金適用方設定届出の様式例＞
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙②＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を收受します。

(1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて收受します。

(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受します。

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を收受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を收受します。

(1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3) 車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4ト ンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【実費負担について】

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として收受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として收受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1) 車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業